建設局インフラ整備事業等におけるリスクマネジメントについて（案）

○目的

建設局所管のインフラ整備事業等の実施に際しては、本市財政への負担となる事業費の増加や工期延期による事業完了の遅れなど、市民生活に影響を与えかねないリスクが潜在していることから、これまでの各担当による取組みに加え、局全体で横断的なリスクマネジメントに取り組む

○体制

内部統制責任者である局長をトップとする内部統制体制に**【仮称】事業リスク管理部会**を新設。
各事業におけるリスクの洗い出し、評価、対応策の検討等をマネジメントする

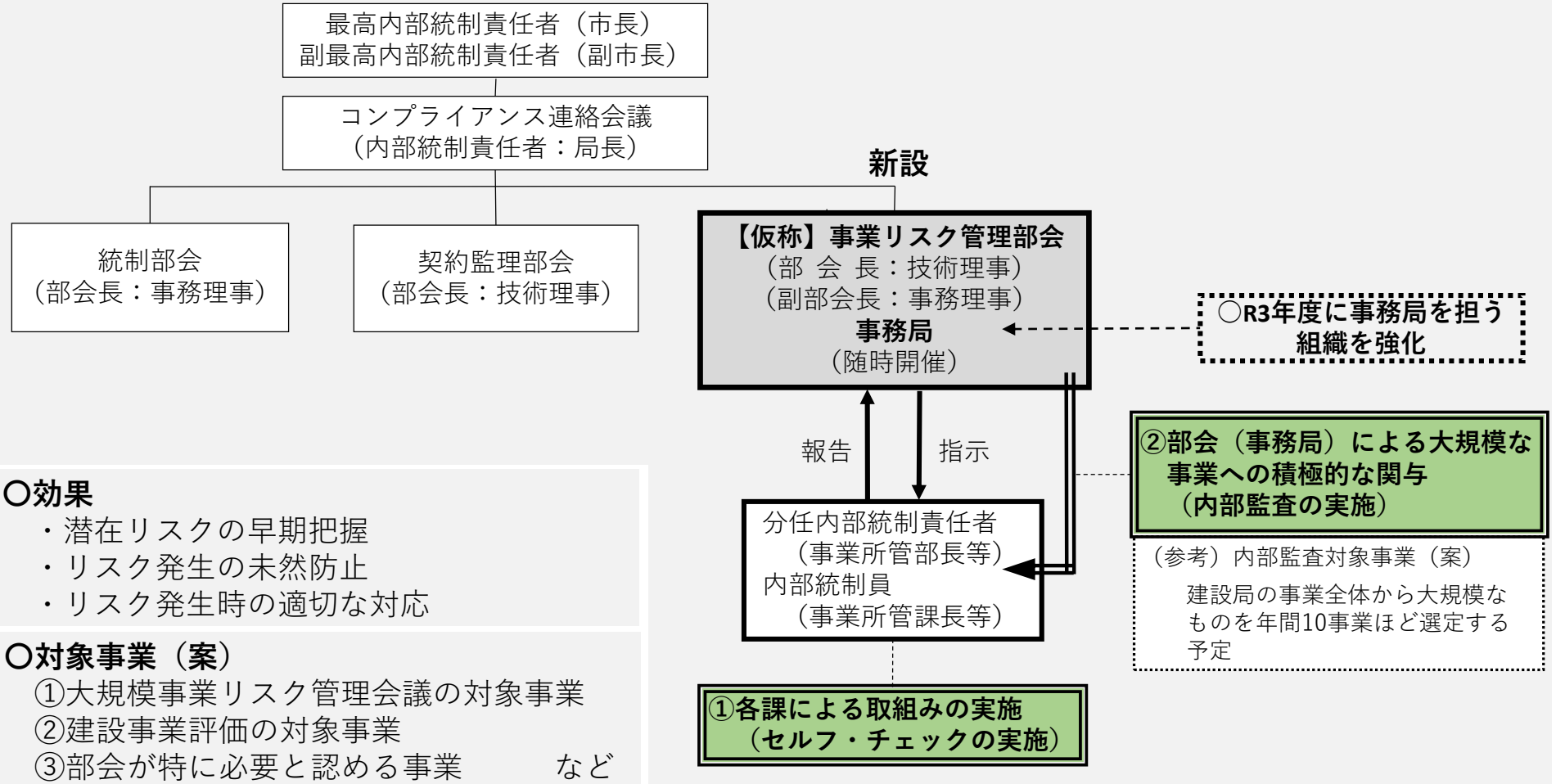

○効果

- 潜在リスクの早期把握
- リスク発生の未然防止
- リスク発生時の適切な対応

○対象事業（案）

①大規模事業リスク管理会議の対象事業
②建設事業評価の対象事業
③部会が特に必要と認める事業　　など

■全市的なリスク管理体制の構築■（案）

大規模事業リスク管理会議

① 主として、本市のリスク管理体制への意見・助言等
② 必要に応じて、個別事業のリスク管理への意見・助言等

①

意見

意見

個別事業のリスク管理内容等を報告

事務局

情報共有・改善協議等

全市的な水平展開

事業部局
（内部リスク管理体制）

毎年度
- 計画・実績の乖離原因分析
- 事業費見通し※修正

※国等の事業計画見直し等は別途

②

リスク相当額の考え方について（案）

事業費構成の概念図

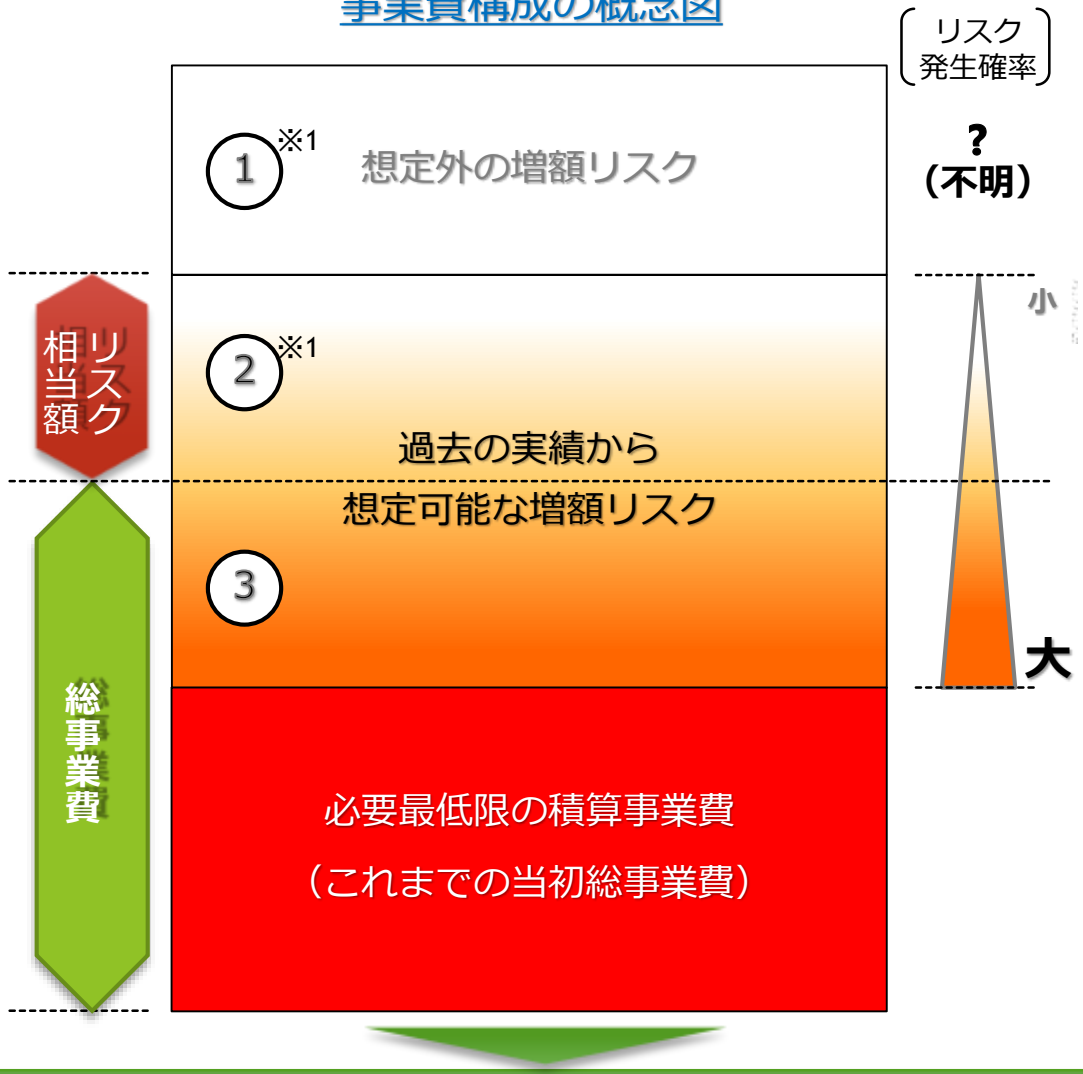

① これまでに発生経験がなく、想定できないリスクは、顕在化又は顕在化の予兆が見られる際、速やかに市長へ報告並びに対策を講じる。

② 過去の経験上発生したことはあるが、発生数が限定的等発生確率の低いリスクは、総事業費には含めないが想定されるリスクとして取り扱う。

③ 過去の事業で頻繁に発生しており、今後も高確率での発生が想定される事象は、金額を合理的に算定できる事象は総事業費として取り扱う。

市の財政に大きな負担を与えるような大規模な事業については、事業費構成の概念を共有化※2

※1：顕在化又は顕在化の予兆が見られる際、適宜議論のうえ、必要に応じて事業費に計上
※2：国等の本市以外が主体となる事業や、本市が主体でも補助事業などで事業費算定のルールがあり別途調整が必要な事業の算定方法を縛るものではない